

昭和十七年十二月廿四日 起案

學長

理事

教務課長

案

追試・再試施行之因及件
昭和十七年度、平常試験、追再試験、先記要
項之依り施行相成可也
記

一期 日 昭和十七年一月十六日(金)より

二期 日 第三年度、学科二付試験、同日、病氣あり

已より得た事柄、再度試験
中心留意去るに、追再試験

一科目制限

及不充格科目

追試験は二科目、再試験は四科目

両名を併し場合二科目直トス

但し本場之依りては試験元トナル

一今回ノ追再試験ハ進捗期間中キニ依リ英語日

際公法ノ如クニ各科目以上ノハテ一科目トス

学科ニ付テハ本場又ハ不充格トスルコトヲ試験元

コトス。

一専門部ノ英語ヲ修得スルコトヲ計シテハ特ニ本

之各年ニ付試験シ他各年ハ右客ニルコト

一第一学年ノ再入ハ追再試験成績ト同ク発表ス

ト